

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （適正な取得）

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （適正管理）

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （事務所内から個人情報の持出しの禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、受注者の事業所の外に持ち出してはならない。

### （目的外利用及び提供の禁止）

第6 受注者は、発注者が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （複製又は複製の禁止）

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

### （再委託の禁止）

第8 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、発注者が受注者に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 受注者は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

4 受注者は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

### （資料等の返還等）

第9 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

### （業務に従事している者への周知）

第10 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第 11 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、受注者は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、発注者に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第 12 受注者は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第 13 受注者は、発注者から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について発注者に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(調査)

第 14 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

第 15 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第 16 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 17 発注者は、受注者がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第 18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第 8 章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び受注者に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第 19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第 2 条第 11 項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第 2 条第 12 項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第 9 章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び受注者に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。